

酒類販売事業者等の事業継続を支援します！

三重県酒類販売事業者等支援金 (月次支援金上乘せ交付分)

三重県まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業、酒類の提供自粛要請の影響を踏まえ、特に厳しい状況にある県内の酒類販売事業者等を対象に、5月、6月において国の月次支援金に上乘せして支援金を支給します。

本支援金の申請には、国の月次支援金の給付決定を受けていることが必要です。
まずは、国へ月次支援金を申請し、国から給付決定を受けた後に、「三重県酒類販売事業者等支援金(月次支援金上乘せ交付分)」を申請していただきますようお願いいたします。
「月次支援金」ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html
「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

1 対象事業者

酒類販売事業者等

(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

三重県内に事業所を有する中小法人等・個人事業者等であること

2 主な支給要件

- (1) 国の月次支援金の給付決定を受けていること
- (2) 令和3年4月30日以前に、酒類製造免許、酒類販売業免許のいずれかを取得していること

※ただし、三重県が実施する協力金の対象となる事業者は対象外となります。
また、三重県が実施する他の支援金との併給は不可となります。

3 対象月および上乘せ交付額

対象月：令和3年5月、6月

各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額を以下を上限に支給

【売上減少率 50%以上70%未満】

中小法人等 20万円

個人事業者等 10万円

【売上減少率 70%以上】

中小法人等 40万円

個人事業者等 20万円

4 申請受付

令和3年7月28日(水)から9月30日(木) (消印有効) ※郵送のみ

〒514-8799 津中央郵便局留 三重県酒類販売事業者等支援金 事務局 宛

※ 封筒オモテ面に「申請書(月次上乘せ分)在中」とご記載ください

5 支援金に関するお問い合わせ

三重県酒類販売事業者等支援金 事務局 (TEL: 059-224-2838)

受付時間: 平日9時から17時 ※土日祝日は除く 開設期間: 令和3年10月15日(金)17時まで

6 申請に必要な書類

- 三重県HPに掲載している申請要項を熟読のうえ、必要書類を整え提出してください
- 申請には、申請要項に定める申請書(様式)、誓約書(様式)等のほかに、次の書類が必要です

① 国の月次支援金の給付通知書(はがき)の写し	令和3年5月、6月の該当する月の給付通知書の写し ※紛失した場合、「国の月次支援金のマイページの写し」
② 売上台帳等	令和3年5月、6月(対象月)と、その前年同月又は前々年同月分(比較月)の売上額のわかる売上台帳等の写し
③ 確定申告書の写し	直近の「法人税の申告書(別表一)」(法人)、「所得税の申告書B(第一表)」(個人)の写し
④ 本人確認ができる書類 又は履歴事項証明書	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの(個人) 履歴事項証明書等(法人) 等
⑤ 通帳の写し	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ

※ このほかにも申請書類が追加で必要な場合がありますので、
申請の際には必ず三重県HPの申請要項をご確認ください

※また、下記の書類は提出する必要はありませんが、【保存書類】として電磁的記録等により7年間保存する必要があります。

・令和元年の対象月同月及び令和2年の対象月同月のそれぞれの期間において対象となる飲食店又はその飲食店と取引のある流通事業者等と複数回の取引を行っていることを示す「帳簿書類、通帳」等

7 申請要項等の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

① 三重県庁のホームページからダウンロード

(https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00017.htm)

三重県 酒類 支援金

検索



② 郵送にて請求(請求先)

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛 ※ 9月17日(金)到着分まで

※ 封筒オモテ面に「申請書(月次上乘せ分)請求」とご記載ください

※ 返信先を記入し、210円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください

※ 料金が不足する場合、返信できませんので、ご注意ください

8 三重県酒類販売事業者等支援金 相談窓口

本支援金に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください

電話番号: 059-224-2838

受付時間: 9時から17時

開設期間: 7月28日(水)~10月15日(金) ※土日祝を除く